

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

旅客施設 (鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)

現行

※1: 2019年度末の段差解消の数値(速報値)

- 平均利用者数が3,000人以上/日の旅客施設を原則として全てバリアフリー化
- これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

<旅客施設(3,000人以上/日)のバリアフリー化率(※1)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 92%	・バスターミナル(約50施設)	: 95%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 100%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 87%

目標

※2: 2019年度末の数値(速報値)

<旅客施設全般>

- バリアフリー指標として、**案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内図記号による標識等)の設置を追加**

<旅客施設(3,000人以上/日)の案内設備のバリアフリー化率(※2)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 74%	・バスターミナル(約50施設)	: 76%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 54%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 95%

<運行情報提供設備>



[多機能便所のあるトイレ]



<標識(ピクトグラム)>

- これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

<鉄軌道駅・バスターミナル>

- 平均利用者数が3,000人以上/日の施設と**2,000人以上3,000人未満/日**で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設を原則として全てバリアフリー化

<旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル>

- 平均利用者数が**2,000人以上/日**の施設を原則として全てバリアフリー化